東海市告示第６６号

令和７年度東海市在宅訪問理美容サービス利用料金助成要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市在宅訪問理美容サービス利用料金助成要綱

（目的）

第１条　この要綱は、居宅において介護を受けている身体障がい者及び要介護認定を受けている高齢者で、自ら理容所又は美容所（以下、「理容所等」という。）に出向くことができないものに対し、在宅訪問理美容サービスの利用に係る料金の一部を助成することにより、それらの者の保健衛生の増進及びそれらの者を介護する者の負担の軽減を図り、もって福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　理容師等　理容師法（昭和２２年法律第２３４号）又は美容師法（昭和３２年法律第１６３号）に基づく免許取得者

⑵　在宅訪問理美容サービス　理容師等が居宅に訪問し、調髪又はカット及びそれに係る清掃を行うこと。

（助成対象者）

第３条　在宅訪問理美容サービスの利用に係る料金の助成の対象となる者は、市内に居住し、市の住民基本台帳に登録されている者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、自ら理容所等へ出向くことができないものとする。

⑴　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、下肢又は体幹機能に障がいがあり、その障がいの程度が１級又は２級である者で、居宅において介護を受けているも

の

⑵　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第２７条の規定により要介護認定を受けた者のうち、要介護４又は５と判定された６５歳以上の者で、寝たきりの状態にあり、かつ、居宅において介護を受けているもの

⑶　前２号に掲げる者に準ずる状態にある者と市長が認める者

（助成対象サービス）

第４条　助成の対象となる在宅訪問理美容サービス（以下、「助成対象サービス」という。）は、市が指定する理容事業者又は美容事業者（以下、「特定事業者」という。）が実施する在宅訪問理美容サービスとする。

（助成対象経費）

第５条　助成の対象となる経費（以下、「助成対象経費」という。）は、助成対象サービスに要する費用とする。

（利用券の交付の申請）

第６条　助成対象サービスの利用に係る料金の助成を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、令和８年３月１３日までに、助成対象サービス利用券交付申請書により市長に交付申請しなければならない。

（利用券の交付等）

第７条　市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成対象サービス利用券（以下、「利用券」という。）の交付を決定し、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該交付申請をした日の属する月に応じ、次の表の右欄に掲げる枚数の利用券を交付するものとする。

申請日の属する月	利用券の交付枚数
４月、５月	６枚
６月、７月	５枚
８月、９月	４枚
１０月、１１月	３枚
１２月、１月	２枚
２月、３月	１枚

２　利用券の有効期間は、前項の規定による利用券の交付を受けた日から令和８年３月３１日までとする。

３　利用券は、再交付しない。

（助成額）

第８条　助成対象サービスの利用に係る料金の助成額は、利用券１枚につき助成対象経費から５００円を控除した額とする。

（助成対象サービスの利用の方法）

第９条　第７条第１項の規定による交付を受けた申請者（以下、「利用者」という。）は、助成対象サービスを利用しようとするときは、あらかじめ特定事業者に対し助成対象サービスの利用について申出をし、利用日時、内容等について連絡調整を行うものとする。

２　利用者は、助成対象サービス１回につき１枚の利用券を当該助成対象サービスを提供した特定事業者に提出しなければならない。

３　利用者は、助成対象経費から前条に規定する助成額を控除した額を負担するものとする。

（助成の方法）

第１０条　助成対象サービスの利用に係る料金の助成は、特定事業者が利用者から受け取った利用券を添えて市長に請求書を提出した場合に、当該請求者に対して第８条に規定する助成額を支払うことにより行うものとする。

（譲渡等の禁止）

第１１条　利用者は、利用券を他人に譲渡し、担保に供し、又は助成対象サービスの目的に反して偽りの内容により使用してはならない。

２　利用者は、利用券を不正に取得し、又は複製してはならない。

（利用者の要件の欠格の届出）

第１２条　利用者は、第３条各号に掲げる要件を欠くこととなったときは、速やかにその旨を市長に届け出しなければならない。この場合において、利用者は、第７条第１項の規定による交付を受けた利用券を返還しなければならない。

（利用券の返還）

第１３条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用券を返還させることができる。

⑴　利用者が第３条各号に掲げる要件を欠くこととなったとき。

⑵　第１１条の規定に違反する行為があったとき。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。